

鳥 広 介 第 1 2 0 1 号
令 和 7 年 2 月 2 6 日

管理者 各位

鳥栖地区広域市町村圏組合
事務局長 久 保 雅 稔
(公 印 省 略)

短期入所が長期化する理由書の廃止について（通知）

日頃より、当組合の介護保険行政につきましては、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、居宅介護支援基準省令の規定では、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することとなっておりますが、月を通して短期入所生活（療養）介護サービス、宅老所等を長期利用する場合は、居宅での面接が実施できないため、特段の事情を記載した「短期入所が長期化する理由書」の提出を依頼しておりました。

今回、当組合圏域の状況を基にケアマネジメントにかかる見直しを行い、「短期入所が長期化する理由書」の提出を令和7年4月1日より廃止しますのでお知らせいたします。

そのため、今後、特段の事情の記録については、サービス担当者会議録や支援経過記録等に詳細を記載いただきますようお願いいたします。もし、特段の事情でない場合や記録がない場合は、基準を満たしていないと判断されるケースがありますのでご注意ください。

また、短期入所（療養）介護サービスが長期化しないよう引き続き適切なサービス利用の促進をお願いします。

鳥栖地区広域市町村圏組合
介護保険課 給付係 tel: 81-3317